平成29年度定期総会議案書

開催日時 平成30年3月15日(木)午前10時30分

開催場所 盛岡市 岩手県産業会館7階「大ホール」

一般社団法人岩手県農業会議

平成29年度定期総会次第

- 1 開 会
- 2 出席会員数報告
- 3 会長挨拶
- 4 議事録署名人選任
- 5 議 事

提出議案

- 議案第1号 平成29年度収支予算の変更について
- 議案第2号 平成30年度事業計画及び収支予算の設定について
- 議案第3号 平成30年度会費の額及び徴収方法等の決定について
- 議案第4号 平成30年度借入金最高限度額及び借入先の決定について
- 議案第5号 平成30年度役員報酬等の決定について
- 議案第6号 定款の変更について
- 6 その他
- 7 閉 会

平成29年度定期総会提出議案

議案第1号 平成29年度収支予算の変更について

議案第2号 平成30年度事業計画及び収支予算の設定について

議案第3号 平成30年度会費の額及び徴収方法等の決定について

議案第4号 平成30年度借入金最高限度額及び借入先の決定について

議案第5号 平成30年度役員報酬等の決定について

議案第6号 定款の変更について

上記のとおり提出する。

平成30年3月15日

一般社団法人岩手県農業会議会長 佐々木 和博

議案第1号

平成29年度収支予算の変更について

平成29年度収支予算の変更について、別紙のとおり決議を求める。

平成29年度 収支予算書(正味財産増減計算書)(変更)

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで					
一般社団法人岩手県農業会議			(単位:円)		
科目	変更	当初	増減		
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 受取補助金	<u>45, 609, 000</u>	46, 710, 000	△ 1, 101, 000		
農業会議補助金	21, 612, 000	21, 500, 000	112,000		
機構集積支援事業補助金 ② 受取委託金	23, 997, 000 21, 636, 000	25, 210, 000 22, 279, 000	△ 1, 213, 000		
田畑売買価格等調査結果分析事業委託金	130, 000	130, 000	<u>△ 643,000</u> 0		
農業者年金業務指導等事業委託金	9, 552, 000	8, 649, 000	903, 000		
農の雇用事業委託金	6, 726, 000	6, 399, 000	327, 000		
新規就農等相談支援事業委託金	774, 000	871, 000	△ 97, 000		
情報提供推進事業委託金	4, 454, 000	6, 230, 000	△ 1, 776, 000		
③ 受取会費	31, 291, 000	31, 291, 000	<u>0</u>		
市町村会費	20, 261, 000	20, 261, 000	0		
農業団体等会費	11, 030, 000	11, 030, 000	0		
④ 雑収益	<u>21, 000</u>	<u>130, 000</u>	<u>△ 109,000</u>		
受取利息	1, 000	1, 000	0		
雑収益	20, 000	129, 000	△ 109,000		
経常収益計	98, 557, 000	100, 410, 000	△ 1,853,000		
(2) 経常費用 ① 事業費	71, 698, 000	72, 989, 000	<u>△ 1, 291, 000</u>		
● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	42, 127, 000	41, 680, 000	447, 000		
福利厚生等費	7, 012, 000	7, 108, 000	△ 96, 000		
旅費交通費	5, 909, 000	6, 359, 000	△ 450, 000		
通信運搬費	1, 504, 000	1, 282, 000	222, 000		
印刷製本費	1, 909, 000	2, 518, 000	△ 609, 000		
図書資料費	653, 000	1, 113, 000	△ 460,000		
消耗品費	1, 460, 000	883, 000	577, 000		
会場・会議費	1, 494, 000	2, 257, 000	△ 763,000		
涉外費	807, 000	572, 000	235, 000		
広告宣伝費	228, 000	130, 000	98, 000		
諸謝金	4, 158, 000	4, 482, 000	△ 324,000		
事務所費	1, 025, 000	1, 023, 000	2,000		
光熱水料費 賃借料	225, 000 1, 293, 000	254, 000 1, 195, 000	△ 29,000 98,000		
諸会費	47, 000	100,000	△ 53, 000		
支払負担金	11, 000	0	11, 000		
支払助成金	220, 000	214, 000	6, 000		
委託費	56, 000	52, 000	4, 000		
租税公課	805, 000	807, 000	△ 2,000		
雑費	755, 000	960, 000	△ 205,000		
② 管理費	<u>26, 447, 000</u>	<u>27, 421, 000</u>	<u>△ 974, 000</u>		
役員報酬	1, 460, 000	1, 416, 000	44, 000		
給料手当	11, 443, 000	12, 030, 000	△ 587,000		
福利厚生等費	2, 454, 000	2, 595, 000	△ 141, 000		
旅費交通費	920, 000	950, 000	△ 30,000		
通信運搬費 印刷製本費	200, 000 220, 000	205, 000 250, 000	△ 5,000 △ 30,000		
ロ	70, 000	80, 000	△ 10, 000		
消耗備品費	70,000	209, 000	△ 209, 000		
消耗品費	200, 000	200, 000	0		
CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF	200, 000	200, 000	٦		

一般社団法人岩手県農業会議

(単位:円)

	放1位四次人石于乐辰未去硪			(半位:口)
	科 目	変更	当初	増減
	会場・会議費	40, 000	100, 000	△ 60,000
	広告宣伝費	43, 000	0	43, 000
	事務所費	3, 750, 000	3, 750, 000	0
	光熱水料費	950, 000	950, 000	0
	保守費	140, 000	60, 000	80, 000
	賃借料	950, 000	900, 000	50, 000
	保険料	120, 000	80, 000	40, 000
	諸会費	2, 620, 000	2, 560, 000	60, 000
	委託費	390, 000	420, 000	△ 30,000
	修繕費	15, 000	50, 000	△ 35,000
	租税公課	112, 000	100, 000	12, 000
	雑費	350, 000	516, 000	△ 166,000
	—————————————————————————————————————	98, 145, 000	100, 410, 000	△ 2, 265, 000
	当期経常増減額	412, 000	0	412, 000
2	経常外増減の部			
	(1) 経常外収益			
	—————————————————————————————————————	0	0	0
	(2) 経常外費用			
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	412, 000	0	412, 000
	一般正味財産期首残高	16, 753, 400	58, 321, 000	△ 41, 567, 600
	一般正味財産期末残高	17, 165, 400	58, 321, 000	△ 41, 155, 600
П	正味財産期末残高	17, 165, 400	58, 321, 000	△ 41, 155, 600

平成29年度収支予算書(正味財産増減計算書)内訳表(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

一般社団法人岩手県農業会議

一般社団法人岩手県農業会議					公益事
科 目	ネットワーク機 構補助金	機構集積支援事 業補助金(国・ 県)	田畑売買価格等 調査結果分析事 業委託金(県)	農業者年金業務 指導等事業委託 金(農業者年金 基金)	農の雇用事業委 託金 (全国農業 会議所)
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 受取補助金等 農業会議補助金 機構集積支援事業補助金 ② 受取委託金 田畑売者に金格等務指導等素委託金 農業の雇用事業委託金 農の雇用事業委託金 精報提供書業委託金 情報提供費 市町村会会費 農業団体等会費 ④ 雑収益	21, 612, 000 21, 612, 000	<u>23, 997, 000</u> 23, 997, 000	130,000 130,000	<u>9, 552, 000</u> 9, 552, 000	
受取利息 					
経常収益計 (2) 経常費用	21, 612, 000	23, 997, 000	130, 000	9, 552, 000	6, 726, 000
(2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	21, 612, 000 17, 103, 000 2, 948, 000	2, 340, 000 3, 402, 000 470, 000 888, 000 377, 000 432, 000 685, 000	17, 000 1, 000 1, 000	9, 552, 000 3, 610, 000 588, 000 838, 000 194, 000 370, 000 148, 000 283, 000 116, 000 206, 000 2, 035, 000 192, 000 354, 000 72, 000	726, 000 282, 000 290, 000 55, 000 52, 000 160, 000 125, 000 19, 000
租税公課 	21, 612, 000	23, 998, 000	131, 000	9, 552, 000	6, 726, 000
当期経常増減額 2 経常外増減の部 (1) 経常外収益 経常外収益計 (2) 経常外費用 経常外費用 ・ 経常外費用計 ・ 当期経常外増減額	0			0	
<u>当期一般正味財産増減額</u> 一般正味財産期首残高	0	△ 1,000	△ 1,000	0	0
一般正味財産期末残高	0			0	
Ⅲ 正味財産期末残高	0	Δ 1,000	Δ 1,000	0	0

(単位:円)

제4 A 크1							(単位:円)
業会計 新規就農等相談 支援事業委託金 (全国農業会議 所)	啓蒙宣伝費	農委大会費	農政対策費	小計	収益事業会計 情報活動推進事 業委託金(全国 農業会議所)	法人会計	合計
<u>774, 000</u> 774, 000				45, 609, 000 21, 612, 000 23, 997, 000 17, 182, 000 130, 000 9, 552, 000 6, 726, 000 774, 000	<u>4, 454, 000</u>	31, 291, 000 20, 261, 000 11, 030, 000 21, 000 1, 000 20, 000	45, 609, 000 21, 612, 000 23, 997, 000 21, 636, 000 130, 000 9, 552, 000 6, 726, 000 774, 000 4, 454, 000 31, 291, 000 20, 261, 000 11, 030, 000 1, 000 20, 20, 000 20, 20, 000
774, 000	0	0	0	62, 791, 000	4, 454, 000	31, 312, 000	98, 557, 000
774,000 387,000 60,000 153,000 64,000 7,000 23,000	242, 000	1.192.000 92,000 193,000 318,000 470,000 50,000	1,700,000 650,000 140,000 48,000 76,000 220,000 70,000 22,000 22,000	65, 927, 000 40, 094, 000 6, 679, 000 5, 417, 000 1, 159, 000 653, 000 1, 382, 000 1, 382, 000 228, 000 4, 158, 000 0	5, 771, 000 2, 033, 000 333, 000 492, 000 345, 000 106, 000 78, 000 13, 000 199, 000		71, 698, 000 42, 127, 000 7, 012, 000 5, 909, 000 1, 504, 000 1, 909, 000 653, 000 1, 460, 000 1, 494, 000 228, 000 4, 158, 000 1, 025, 000
47, 000 33, 000		56, 000	46, 000 36, 000 220, 000	1, 032, 000 47, 000 11, 000 220, 000 56, 000 640, 000	261, 000		225, 000 1, 293, 000 47, 000 11, 000 220, 000 56, 000 805, 000
30, 300		13, 000	150, 000	259, 000		26, 447, 000 1, 460, 000 11, 443, 000 2, 454, 000 920, 000 220, 000 70, 000 40, 000 40, 000 43, 750, 000 950, 000 140, 000 26, 620, 000 390, 000 15, 000 112, 000 350, 000	755, 000 26, 447, 000 1, 460, 000 11, 443, 000 2, 454, 000 200, 000 200, 000 200, 000 40, 000 40, 000 43, 000 43, 000 950, 000 140, 000 25, 620, 000 120, 000 15, 000 112, 000 350, 000
774, 000			1, 700, 000 Δ 1, 700, 000	65, 927, 000 Δ 3, 136, 000		26, 447, 000 4, 865, 000	98, 145, 000 412, 000
						0	0
						0	0
0	△ 242,000	△ 1, 192, 000	△ 1, 700, 000	△ 3, 136, 000	△ 1, 317, 000	4, 865, 000	412, 000
0	,		Δ 1, 700, 000	△ 3, 136, 000		16, 753, 400 21, 618, 400	16, 753, 400 17, 165, 400
0			△ 1, 700, 000			21, 618, 400	17, 165, 400

議案第2号

平成30年	度事業計	面及び	7 支予質(の設定に	ついて
1 13200-	/X + TC	凹及しれ	人人 」 ヂ ՝	// X	

平成30年度事業計画及び収支予算の設定について、別紙のとおり決議を求める。

(付帯決議)

法令その他の行政庁の指示又は指導等により字句等の修正加除を要するときは、その処理を会長に一任する。

平成30年度岩手県農業会議事業計画(案)

事業方針

農業従事者の減少・高齢化、農産物価格の低迷などにより農業の脆弱化が進行しており、本 県農業の持続的発展のため、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・ 解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を強力に推進していく必要がある。

このため、本年度は、昨年度策定した「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針」に基づく農業委員会活動を支援し、農業委員会業務の強化を図るなど、下記を重点取組事項として事業を行う。

本会が行う、農業委員会等に関する法律に基づく「農業委員会ネットワーク機構」の事業内容は、別紙「農業委員会ネットワーク業務に関する事業計画書」の通りである。

また、農業・農村が抱える様々な課題について農業者の声を幅広くくみあげ、農地等の利用の最適化の推進等により農業の競争力が強化されるよう、農業・農村施策の充実を国、県に求めていく。

7年が経過した東日本大震災・津波や大雨等災害からの一日も早い復旧復興に向け、対策の継続を求めていく。

重点取組事項

- ○「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針」に基づく活動を支援するとともに効果的な農地利用最適化推進活動事例の横展開により農業委員会業務の充実を図る
- ○「農地中間管理事業による農用地の集積・集約化の推進に関する連携協定」に基づき、担い手の農地中間管理事業の活用を推進するとともに、担い手の意向が農地中間管理事業の 運用に反映されるよう支援する。
- ○農業委員会の農地利用状況調査及び利用意向調査の徹底を支援するとともに、県農業再生協議会構成機関・団体との連携による県段階における対策等を検討するなど、遊休農地の解消・発生防止に取り組む
- ○30 年度に設置される「いわて農業経営サポートセンター」の構成員として、法人化や経営管理能力向上に係る研修会等を開催するほか、農の雇用事業による雇用就農や農業者年金加入の推進、担い手組織の自主的な活動の促進により、担い手の経営発展を支援する。

1 会務の円滑な推進

(1)総会の開催

総会は、6月及び3月の定期に2回開催する。

(2) 理事会、監査会の開催

理事会は、原則として年3回開催する。

監事会は、原則として年2回開催する。また、監事は、必要に応じて本会業務等の状況 を監査する。

(3) 県農業再生協議会事務局業務の推進

県農業再生協議会の耕作放棄地の再生利用及び担い手の育成・確保に係る事務局として、 構成機関・団体の連携を図るとともに、耕作放棄地再生利用緊急対策事業、収入減少影響 緩和対策積立金管理業務、岩手県経営所得安定対策等推進事業などの実務を行う。

(4)業務の効率的・効果的推進と「見える化」

農業委員会や農業者の期待に応えられるよう、効率かつ効果的に業務を推進するとともに、農業会議通信やホームページを見直し、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局職員の研修の成果や、新規就農者、担い手に対する研修内容など本会業務の更なる「見える化」を図る。

2 農業委員会組織としての要請活動

(1)農業・農村施策の充実

農業委員会等と連携し、農業・農村の問題を幅広くくみ上げた施策の充実にかかる具体的な意見を、岩手県農業委員会大会で決議し、県及び県議会等に対して要請する。

また、農業委員会等の意見を集約し、本県選出国会議員等に対し要請を行うとともに政策懇談会を開催する。

(2) 東日本大震災・津波及び大雨等自然災害からの復旧復興

被災した農業者が、意欲を持って営農に取り組めるよう、地域の実情に応じた新しい営 農システムの構築や農地利用最適化の推進への支援など、被災者に寄り沿ったきめ細かな 復旧復興対策の継続を求めていく。

平成30年度農業委員会ネットワーク業務に関する事業計画書(案)

- 1 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援
- (1) 農地利用最適化活動の定着支援
 - ア 農業委員会活動強化の支援
 - (ア) 担い手への農地の利用集積・集約化

農業委員会による担い手への農地の利用集積・集約化の成果を高めるため、昨年度 策定した「農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針」に基づく活動を支援し、農 業委員会業務の強化を図る。

○各農業委員会の検討の場への参加

時 期 4月~6月、9月~12月の2回

内 容 農業委員会毎に農地利用最適化推進活動計画、活動状況の検討 参集者 農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、農業会議

○ブロック別検討会開催

時期 5月(計画)、11月(中間活動状況)の2回

内 容 広域振興局管内を2つ程度に分け、農業委員会1事例(集積活動、集約活動、機構関連圃場整備推進活動、遊休農地解消活動の中から)の活動内容の 共有

参集者 事例に係る地域推進班員、農業委員会事務局、市町村、県機関、岩手県 農業公社、農業会議

農地中間管理事業による農用地の集積・集約化の推進に関する連携協定」に基づき、 担い手の農地中間管理事業の活用を推進するとともに、岩手県農業法人協会、岩手県 認定農業者組織連絡協議会と岩手県農業公社との意見交換会を開催し、農地中間管理 事業の運用に担い手の意向が反映されるよう支援する。

(イ) 遊休農地の発生防止・解消

6年目となる「農地の日 (7月15日)」を中心に農業委員会とともに遊休農地発生 防止・解消の機運を盛り上げ、農業委員会による農地利用状況調査、利用意向調査 を徹底する。

農地利用状況調査や非農地判断のガイドラインを提示し、適切な調査、処理を支援する。

また、県農業再生協議会を構成する関係機関・団体と連携し、県段階における遊休農地の発生防止・解消対策を検討する。

イ 効果的な農業委員会活動の横展開

農業委員会の効果的な農地利用最適化推進活動事例の横展開により、各農業委員会及び各委員への波及を図る。

- ○平成29年度までの農業委員会組織による農地中間管理事業推進事例の収集・周知時期 6月末まで
- ○農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修

時期 9月上旬

内容 事例報告(各農業委員会)

○農業委員·農地利用最適化推進委員特別研修

時期 11月8日

内容 県内4事例程度の報告

(2) 女性農業委員等の活動支援

女性の農業委員・農地利用最適化推進委員の登用促進と女性が一層活躍できる環境づくりに向け、いわてポラーノの会の候補者の発掘及び要請活動、研修会や地区別懇談会等の活動を支援する。

(3) 相談窓口(農地相談センター) 設置による業務支援

農地相談センターに専門職員を引き続き配置し、農業委員会に対する相談・助言活動を 充実し、農業委員会の農地転用等法令業務の適正かつ公正な処理を支援する。

【岩手県農地相談センター】

岩手県農業会議内に農地相談員等専門職員を配置し、農地制度等についての相談窓口を平成22年4月に開設。農地の権利移動の許可に係るもののほか、農地等の利用の最適化の推進に関して、農業委員会からの問い合わせ対応及び農業者からの相談に応じている。

(4) 農地利用最適化の推進に係る研修の充実

農業委員、農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局職員の専門的知識の習得と活動の充実・強化に向けた研修を体系的に実施する。

また、農業委員会等が開催する研究会等を支援する。

【主な研修計画】

○農業委員会事務局職員を対象とした研修

① 農業委員会事務局長研修(盛岡市)

5月中旬、10月中旬、2月上旬

② 新任農業委員会事務局職員研修(盛岡市)

4月中旬

③農業委員会業務推進研修会(盛岡市)

6月上旬

④ 農地法等実務研修会(盛岡市)

9月上旬

○農業委員・農地利用最適化推進委員を対象とした研修

① 農業委員会会長研修(盛岡市)

5月中旬、2月中旬

②会長職務代理者等研修(盛岡市)

12 月上旬

③ 新任農業委員·農地利用最適化推進委員研修(盛岡市)

6月下旬(6月までに新体制)、10月中旬(9月までに新体制)

⑤ 農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修(県内5カ所)(再掲) 9月上旬

⑥ 農業委員・農地利用最適化推進委員特別研修(盛岡市)(再掲) 11月8日

⑦ 女性の農業委員・農地利用最適化推進委員研修(盛岡市) 1月中旬

○広域研修

① 東北・北海道農業活性化フォーラム (札幌市)

8月24日

② 東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会(福島県)

11月

③ 農業委員会職員現地研究会(東京都)

10月

④ 女性農業委員登用促進研修会(東京都)

12月

⑤ 女性の農業委員会活動推進シンポジウム(東京都)

3月

(5) 岩手県農業委員会大会の開催等

ア 岩手県農業委員会大会の開催

農業委員及び農地利用最適化推進委員が一堂に会し、農業委員会等の資質向上と農地等の利用の最適化の推進のための活動の充実に向けた取組意欲の向上を図るため、岩手県農業委員会大会を開催する。

イ 全国農業委員会会長大会等への参加

一般社団法人全国農業会議所が主催する全国農業委員会会長大会や全国農業委員会会 長代表者集会に参加し、農地等の利用の最適化の推進等について研鑽する。

【全国及び県段階の大会等】

① 全国農業委員会会長大会(東京)	5月30日
② 平成30年度岩手県農業委員会大会(盛岡市)	11月8日
③ 全国農業委員会会長代表者集会(東京)	11月29日

2 農地に関する情報収集、整理及び提供

農地等の利用の最適化の推進に資するため、農地情報公開システムフェーズ2 (農地情報の一元管理・利用が可能なシステム) への移行は完了したが、住基・固定台帳との突合や再アップロードに技術的及び経費的な課題が残されていることから、(一社) 全国農業会議所に対応を要請するなど、早期の運用開始を支援する。

3 農業経営を営み又は営もうとする者に対する支援

年間新規就農者確保目標 260 人の達成に向け、「岩手県新規就農相談センター(岩手県 農業公社、本会)」が主体となって、就農相談活動、新規就農希望者への情報提供、就農意 欲の喚起などに取り組む。 また、農業法人等への雇用・研修受入れ調査を行い、就農希望者とのマッチング等により 新規就農を促進する。

「農の雇用事業」により、農業経験の少ない青年(原則45歳未満)の農業の理解促進、 農業法人等の就業条件改善のための研修会開催、雇用研修生に対する現地指導を行うなど雇 用就農を支援するとともに、関係機関・団体と連携し事業制度を周知する。

目標 農の雇用事業活用法人数 50 (新規15) 同 研修生数 65 (新規30)

【相談会及び調査】

① 新・農業人フェア(岩手会場)	9月、1月
② 新・農業人フェア(東京会場)	7月、2月
③ 農業法人等の求人等情報収集調査	6月、9月、12月

【主な研修】

① 指導者養成研修及び事業説明研修	6月、9月、12月、2月
② 農業技術検定(一般社団法人全国農業会議所主催 盛岡会場)	7月、12月

4 法人化の支援その他農業経営の合理化支援

(1) 法人化の支援

30年度に設置される「いわて農業経営サポートセンター」の構成員として、関係機関・団体が連携した法人化支援活動を行うほか、効率的かつ安定的な経営体を目指し法人化を検討する経営者を対象にした法人化研修会を開催するとともに、必要に応じて法人設立の個別相談活動を実施する。

【主な研修】

① 集落営農組織法人化指導者研修	6月
② 個別経営法人化研修	2月

(2) 経営能力向上支援

認定農業者や農業法人の経営発展のため、県農業再生協議会を構成する関係機関・団体と連携し、農業経営の発展段階とニーズに応じた研修会を開催する。

経営の見える化による経営発展を支援するため、関係機関・団体と連携した複式記帳指導を実施し、複式簿記記帳の促進を図る。

【認定農業者、農業法人等を対象としたセミナー等】

① 農業経営者セミナー	12 月上旬
② 経営戦略セミナー	1月中旬
③ 複式農業簿記記帳指導会	5月~2月

(3) 農業者年金への加入推進

数年の加入者数が低調なことから、農協グループと連携した広報活動や農業委員会会長、加入推進部長、農業委員会事務局職員によるブロック別加入推進検討会(意見交換会)を開催し、20歳から39歳までの若年層を重点対象にした加入推進活動を強化するとともに、農業者年金事務の適正な執行を図るための研修などを実施する。

目標 年間新規加入者数 97 うち20~39歳加入者数 64

【主な研修及び会議】

1	農業委員会の業務担当者会議及び研修	
	新任担当者研修	4月下旬
	担当者会議	5月中旬、11月上旬
	担当者研修	9月中旬
2	農業者年金巡回相談 (農業委員会と連携)	7月~12月
3	農業者年金加入推進部長等研修(農業者年金基金共同開催)	8月下旬
4	農業者年金加入推進セミナー(全国農業者年金連絡協議会主催)	12 月上旬

5 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援

農業経営者の意欲高揚、トップマネージャーとしての経営管理能力の向上などを図るため、 勉強会・研修会や県・農業団体との意見交換会の開催など、経営者組織の自主的な活動を支援する。

また、北海道・東北の農業法人が一同に会する「北海道・東北農業法人WEEK」を岩手 県農業法人協会とともに開催する。

【各経営者組織の主な活動計画】

【合柱呂石祖嶼の工な冶制計画】	
○岩手県認定農業者組織連絡協議会	
① 総会・市町村認定農業者組織会長会議	6月
② 県農林水産部、岩手県農業公社との意見交換会	数回(テーマに応じ)
③ 農業経営者セミナー(再掲)	12月
○岩手県認定農業者組織連絡協議会稲作部会	
①研修会	8月

②総会・研修会 2月下旬 ○岩手県農業法人協会 ① 総会 5月 ② 支部活動支援 4月~3月 ③ 北海道·東北農業法人WEEK 8下旬 ④ 経営戦略セミナー (再掲) 1月下旬 ⑤ 県農林水産部、岩手県農業公社との意見交換会 数回(テーマに応じ) ○岩手県農業法人協会岩手アグリ新世会 ① 総会 5月 ② 地区活動並びに会員拡大の活動を支援 4月~11月 9月~1月 ③ 研修会 ○岩手県国際農友会(海外農業研修生○B組織) 総会 2月上旬 ② 外国人研修受入 4月~2月 ③ 農業研修生海外派遣啓発キャラバン 6月

6 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

(1) 各種調査の実施

ア 田畑売買価格等に関する調査

農地取引価格の動向を調査し、担い手への農地集積等の調査・分析、情報提供を行う。

イ 農作業料金・農業労賃に関する調査

農地の有効利用を図るうえで重要な情報である農作業料金・農業労賃等の実態を調査 し、農業・農村における労働状況を把握し農業委員会の標準賃金・料金等の作成や農業 労働力の確保の推進に資するため分析を行うとともに情報提供を行う。

ウ 農地の賃借料情報の提供

農地法第52条に基づき農業委員会が行う賃借料情報を調査し、農業委員会の情報提供活動の支援を行う。

(2)情報提供の推進

全国農業新聞、全国農業図書の普及拡大など、情報提供の推進により農業委員会組織の活動の「見える化」に引き続き取り組む。

ア ホームページ

ホームページを見直し、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局職員を対象とした研修の成果や新規就農者、担い手に対する研修内容など、本会業務の更なる「見える化」を図る。

イ 農業会議通信

本会機関紙「農業会議通信」を見直し、関係機関・団体等に本会業務の執行状況及び農地利用最適化に資する情報等の掲載を充実強化する。

ウ 全国農業新聞

平成30年度は「全国農業新聞で農地利用の最適化達成を目指す3カ年運動」が最終年度であり、これまで取り組んできた「農業委員・農地利用最適化推進委員1人月1回以上の声かけ活動の励行」と「年間新たに1人1部の新規購読を確保」を徹底するとともに、市町村農業委員会の総会等の機会を捉えた市町村巡回や担い手組織の会員などへの普及を強化する。

新聞紙面については、全国農業新聞北海道・東北総局として、全国面や東北版の充実を図るとともに、岩手版については引き続き情報員(農業委員会事務局職員)の協力を得て強化する。

【本年の普及目標と主な会議】

○全国農業新聞普及部数及び目標(目標年度 30 年度)	4, 100 部
※農業委員・農地利用最適化推進委員数の5倍以上の購読部数確保を目標	
(参考) 平成 29 年平均普及部数 3,449 部	
○全国情報会議(一般社団法人全国農業会議所主催)	4月12日
○全国農業新聞情報員会議(盛岡市)	5月上旬
○全国農業新聞システム担当者会議	6月上旬

エ 全国農業図書

農業委員、農地利用最適化推進委員向けの必携図書を普及と、農業委員会、市町村、 農業団体が行う研修会における農地制度、経営安定対策関係制度、農業青色申告制度等 の書籍の活用を促進する。さらには、新刊案内等メールマガジンの配信を行い、農業委 員会や関係機関・団体への普及拡大の強化を図る。

オ 「農業委員会だより」発行の支援

一般社団法人全国農業会議所が主催する全国コンクールに推薦するとともに、農業委員会の広報紙にかかる研修会や全国優良事例の横展開を図るなど「農業委員会だより」の発行を支援する。

7 農地法その他法令の規定により機構が行う業務の適切な実施

常設審議委員会は、原則として月1回開催し、農地法に基づく農地転用許可について農業 委員会から意見を求められた案件について審議を行う。

また、関係機関・団体などから時宜を得た話題提供や、農地等の利用の最適化に向けた取 組状況についての意見交換など、委員会の充実に努める。

8 農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善に関する意見の提出

農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を県に提出する。

平成30年度 収支予算書(正味財産増減計算書)

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

一版任団法人石于宗辰未尝議			(単位・円)
科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取補助金	<u>45, 100, 000</u>	46, 710, 000	<u>△ 1,610,000</u>
			100, 000
ネットワーク機構補助金	21, 600, 000	21, 500, 000	
機構集積支援事業補助金	23, 500, 000	25, 210, 000	△ 1,710,000
② 受取委託金	<u>20, 195, 000</u>	<u>22, 279, 000</u>	<u>△ 2, 084, 000</u>
田畑売買価格等調査結果分析事業委託金		130, 000	0
農業者年金業務指導等事業委託金	8, 850, 000	8, 649, 000	201, 000
農の雇用事業委託金	6, 164, 000	6, 399, 000	△ 235,000
新規就農等相談支援事業委託金	773, 000	871, 000	△ 98,000
情報提供推進事業委託金	4, 278, 000	6, 230, 000	△ 1, 952, 000
③ 受取会費	<u>31, 291, 000</u>	<u>31, 291, 000</u>	<u>0</u>
市町村会費	20, 261, 000	20, 261, 000	0
農業団体等会費	11, 030, 000	11, 030, 000	0
④ 雑収益	<u>21, 000</u>	<u>130, 000</u>	<u>△ 109,000</u>
受取利息	1, 000	1, 000	0
雜収益	20, 000	129, 000	△ 109,000
経常収益計	96, 607, 000	100, 410, 000	△ 3, 803, 000
(2) 経常費用			
① 事業費	<u>69, 495, 000</u>	<u>72, 989, 000</u>	<u>△ 3, 494, 000</u>
給料手当	40, 975, 000	41, 680, 000	△ 705,000
福利厚生等費	6, 600, 000	7, 108, 000	△ 508,000
旅費交通費	6, 455, 000	6, 359, 000	96, 000
通信運搬費	1, 191, 000	1, 282, 000	△ 91,000
印刷製本費	2, 073, 000	2, 518, 000	△ 445, 000
図書資料費	720, 000	1, 113, 000	△ 393,000
消耗品費	1, 445, 000	883, 000	562, 000
会場・会議費	1, 487, 000	2, 257, 000	△ 770,000
涉外費	926, 000	572, 000	354, 000
広告宣伝費	256, 000	130, 000	126, 000
諸謝金	4, 160, 000	4, 482, 000	△ 322,000
事務所費	0	1, 023, 000	△ 1, 023, 000
光熱水料費	0	254, 000	△ 254,000
賃借料	1, 325, 000	1, 195, 000	130, 000
諸会費	60, 000	100, 000	△ 40,000
支払負担金	10, 000	0	10, 000
支払助成金	220, 000	214, 000	6,000
委託費	60, 000	52, 000	8,000
租税公課	744, 000	807, 000	△ 63,000
雑費	788, 000	960, 000	△ 172,000
② 管理費	<u>26, 563, 000</u>	<u>27, 421, 000</u>	△ 858,000
役員報酬	1, 460, 000	1, 416, 000	44, 000
給料手当	10, 719, 000	12, 030, 000	△ 1,311,000
福利厚生等費	2, 492, 000	2, 595, 000	△ 103,000
旅費交通費	950, 000	950, 000	0
通信運搬費	205, 000	205, 000	0
印刷製本費	250, 000	250, 000	0
図書資料費	80, 000	80, 000	0
消耗備品費	200, 000	209, 000	△ 9,000
消耗品費	200, 000	200, 000	
·			

一般社団法人岩手県農業会議

(単位:円)

	似性凹丛八石丁尔辰木云峨			(丰田・11)
	科 目	当年度	前年度	増減
	会場・会議費	100, 000	100, 000	0
	広告宣伝費	45, 000	0	45, 000
	事務所費	4, 350, 000	3, 750, 000	600, 000
	光熱水料費	1, 150, 000	950, 000	200, 000
	保守費	140, 000	60, 000	80, 000
	賃借料	400, 000	900, 000	△ 500,000
	保険料	50, 000	80, 000	△ 30,000
	諸会費	2, 620, 000	2, 560, 000	60, 000
	委託費	490, 000	420, 000	70, 000
	修繕費	50, 000	50, 000	0
	租税公課	112, 000	100, 000	12, 000
	雑費	500, 000	516, 000	△ 16,000
	—————————————————————————————————————	96, 058, 000	100, 410, 000	△ 4, 352, 000
	当期経常増減額	549, 000	0	549, 000
2	経常外増減の部			
	(1) 経常外収益			
	経常外収益計	0	0	0
	(2) 経常外費用			
	リース資産除却損	814, 000	0	814, 000
	経常外費用計	814, 000	0	814, 000
	当期経常外増減額	△ 814,000	0	△ 814,000
	当期一般正味財産増減額	△ 265,000	0	△ 265,000
	一般正味財産期首残高	17, 165, 400		△ 41, 155, 600
	一般正味財産期末残高	16, 900, 400	58, 321, 000	△ 41, 420, 600
Ι	正味財産期末残高	16, 900, 400	58, 321, 000	△ 41, 420, 600

平成30年度収支予算書(正味財産増減計算書)内訳表(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

一般社団法人岩手県農業会議

一般社団法人岩手県農業会議					0.14
科目	ネットワーク機 構補助金	機構集積支援事 業補助金(国・ 県)	田畑売買価格等 調査結果分析事 業委託金(県)	農業者年金業務 指導等事業委託 金 (農業者年金 基金)	公益事 農の雇用事業委 託金(全国農業 会議所)
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 受取補助金等 農業会議補助金 機構集積支援事業補助金 と 受取委託金 田畑売買価格等調査結果分析事業委託金 農の雇用事業委託金 農の雇用事業委託金 農の雇用事業委託金 情報提供推進事業委託金 情報提供推進事業委託金 情報提供推進事業委託金 (3) 受取会費 市町対団体等会費 と 発収益	<u>21, 600, 000</u> 21, 600, 000	23, 500, 000 23, 500, 000	130, 000 130, 000		
受取利息 雑収益					
経常収益計 (2) 経常費用	21, 600, 000	23, 500, 000	130, 000	8, 850, 000	6, 164, 000
① 化氢化物 化二甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基甲甲基	21, 600, 000 17, 072, 000 2, 928, 000	23, 500, 000 14, 200, 000 2, 300, 000 3, 400, 000 460, 000 430, 000 450, 000 550, 000 10, 000 20, 000	107, 000 16, 000 1, 000 1, 000	508, 000 800, 000 194, 000 340, 000 138, 000 539, 000 287, 000 116, 000 206, 000 2, 035, 000	4, 415, 000 483, 000 310, 000 160, 000 55, 000 52, 000 150, 000 120, 000 25, 000
雑費 経常費用計 当期経常増減額	21, 600, 000	23, 500, 000			
2 経常外増減の部 (1) 経常外収益 経常外収益計 (2) 経常外費用	0	0	0	0	0
<u>リース資産除却損</u> 経常外費用計					
当期経常外増減額 当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0
一般正味財産期首残高 一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0
Ⅱ 正味財産期末残高	0				

(単位:円)

					1	1	(単位:円)
業会計 新規就農等相談 支援事業委託金 (全国農業会議 所)	啓蒙宣伝費	農委大会費	農政対策費	小計	収益事業会計 情報活動推進事 業委託金(全国 農業会議所)	法人会計	合計
773, 000 773, 000				45, 100, 000 21, 600, 000 23, 500, 000 15, 917, 000 130, 000 8, 850, 000 6, 164, 000 773, 000	4, 278, 000	31, 291, 000 20, 261, 000 11, 030, 000 21, 000 1, 000 20, 000	45, 100, 000 21, 600, 000 23, 500, 000 20, 195, 000 130, 000 8, 850, 000 6, 164, 000 773, 000 4, 278, 000 31, 291, 000 20, 261, 000 11, 030, 000 21, 000 20, 000
773, 000	0	0	0	61, 017, 000	4, 278, 000	31, 312, 000	96, 607, 000
773, 000 420, 000 38, 000 160, 000 46, 000 8, 000 25, 000	<u>400, 000</u> 400, 000	1, 300, 000 95, 000 200, 000 320, 000 560, 000 50, 000	2,500,000 1,000,000 150,000 100,000 180,000 300,000 100,000 50,000	65, 217, 000 39, 333, 000 6, 273, 000 5, 765, 000 1, 011, 000 1, 773, 000 720, 000 1, 445, 000 1, 477, 000 256, 000 4, 160, 000	327, 000 690, 000 180, 000 300, 000 10, 000 200, 000		69, 495, 000 40, 975, 000 6, 600, 000 6, 455, 000 1, 191, 000 2, 073, 000 720, 000 1, 445, 000 1, 487, 000 926, 000 2, 56, 000 4, 160, 000
47, 000		60, 000	50, 000 50, 000 220, 000	0 1, 005, 000 60, 000 10, 000 220, 000 60, 000	320, 000		0 1, 325, 000 60, 000 10, 000 220, 000 60, 000
773.000	400,000	1 300 000	250,000	590, 000 333, 000	154, 000 455, 000	26.563.000 1,460.000 10,719.000 2,492.000 950.000 205.000 205.000 200.000 100.000 45.000 4,350.000 140.000 400.000 400.000 20.200.000 140.000 400.000 50.000 112.000 50.000	744, 000 788, 000 26.563, 000 1, 460, 000 10, 719, 000 2, 492, 000 950, 000 205, 000 200, 000 200, 000 45, 000 4, 350, 000 1, 150, 000 40, 000 50, 000 2, 620, 000 112, 000
773, 000	400, 000 \$\triangle 400, 000	1, 300, 000 \triangle 1, 300, 000	2, 500, 000 \triangle 2, 500, 000	65, 217, 000 \$\triangle 4, 200, 000		26, 563, 000 4, 749, 000	96, 058, 000 549, 000
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		7, 743, 000	349, 000
							0
						0	0
						814, 000 814, 000	814, 000 814, 000
						△ 814,000	△ 814,000
0	△ 400,000	△ 1, 300, 000	△ 2,500,000	△ 4, 200, 000	0	3, 935, 000 17, 165, 400	△ 265, 000 17, 165, 400
0	△ 400,000 △ 400,000		△ 2, 500, 000 △ 2, 500, 000	△ 4, 200, 000 △ 4, 200, 000		21, 100, 400	16, 900, 400 16, 900, 400

議案第3号

平成30年度会費の額及び徴収方法等の決定について

平成30年度の会費の額及び徴収時期、徴収方法について、下記の通り決議を求める。

記

1 会費の額 金 31,291,000円

(1) 市町村(33市町村) <u>金 20,261,000円</u>算出基礎は次の通りとする。平均割20%、農家戸数割40%、耕地面積割10%、補助金割30%

- (2) JA岩手県五連 <u>金 8,450,000円</u> 岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、全国共済農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県厚生農業協同組合連合会
- (3) (2)以外の農林団体 <u>金 2,580,000円</u> 岩手県農業共済組合、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県森林組合連合会、 一般社団法人岩手県畜産協会、岩手県農業信用基金協会、公益社団法人岩手県 農業公社、一般社団法人岩手県開拓振興協会、岩手県たばこ耕作組合、公益社 団法人岩手県農産物改良種苗センター、株式会社岩手畜産流通センター、岩手 県認定農業者組織連絡協議会、岩手県農業法人協会

2 徴収方法及び徴収時期

(1) 徴収方法

下記口座に納入するものとする。

名義 一般社団法人岩手県農業会議

- ①岩手県信用農業協同組合連合会 本所 普通貯金口座 No. 0001042 ②株式会社岩手銀行 県庁支店 普通預金口座 No. 0106850
- (2) 徴収時期

平成30年6月末日までに

議案第4号

平成30年度借入金最高限度額及び借入先の決定について

平成30年度における借入金最高限度額及び借入先について、下記のとおり決議を求める。

記

1 借入金最高限度額 金 1,500万円

2 借入先 岩手県信用農業協同組合連合会

株式会社岩手銀行

杜陵信用組合

議案第5号

平成30年度役員報酬等の決定について

平成30年度における役員報酬等について、下記の通り決議を求める。

記

年間総額 1, 500,000円以内

一般社団法人岩手県農業会議役員報酬等について

1 月額報酬は次の額

区 分	支給額
会長	46,000円/月
副会長	26,000円/月
専務理事	_
理事	_
監事	_

2 理事会等への出席にかかる手当は、「理事及び監事等に対する手当等の支給に関する規程」に 定める次の額

会議等	支給対象	支給額
理事会	会長	1回当たり 7,300円
	副会長	1回当たり 7,000円
	理事	1回当たり 6,500円
	監事	1回当たり 6,500円
監事会	監事	1回当たり 6,500円

定款の変更について

定款の変更について、別紙のとおり決議を求める。

1 変更理由

会務を円滑に運営するため、定款の一部を変更しようとするもの。

2 変更内容

(1) 公告の方法の変更(定款第5条)

公告の方法を、現行の事務所掲示から他例で多く見られる電子公告に変更しようとするもの。

(2)総会決議事項の変更(定款第14条、第52条)

「事業計画及び収支予算の設定並びに変更」及び「事業報告並びに貸借対照表及 び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認」は、現行、理事会で承認し総会で承 認しているが、これを「貸借対照表及び損益計算書の承認」のみを総会事項とし、 ほかは理事会承認事項、総会へは報告事項と変更しようとするもの。

(3)役員の任期の変更(定款第28条第4項)

現行の役員の任期は、「後任が就任するまで」としているが、これを他例で多く 見られる定款で定める員数(本会では理事10名、監事2名が下限)を下回った場合に 「後任が就任するまで」と変更しようとするもの。

(4) 「事業報告及び収支決算」を変更(定款53条)

本会の会計は企業会計原則に基づき行なっており「収支」だけでないことから、「収支決算」を「決算」に変更しようとするもの。

一般牡団法人岩手県農業会議定款 新旧対照表

	中 中 中 中	十田田以
以止後	以上削	後見姓田
第1章 総 則	第1章 総則	
第1条~第4条 (略)	第1条~第4条 (略)	
(公告の方法)	(公告の方法)	
第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。	第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所に掲示する方法	公告の方法を電子公告に
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすること		
ができない場合は、この法人の主たる事務所に掲示する方法に		
より行う。		
第2章 会 員	第2章 会 員	
第6条~第12条 (略)	第6条~第12条 (略)	
第3章 総 会	第3章 総 会	
第13条 (略)	第13条 (略)	
(権限)	(補限)	
第14条 総会は、次の事項について決議する。	第14条 総会は、次の事項について決議する。	
(1)~(4) (略)	(1) \sim (4) (時)	
(剝)	(5) 事業計画及び収支予算の設定並びに変更	事業計画及び収支予算の
		設定・変更は理事会事項
		とし、総会へは報告事項
		242
(5) <u>貨借対照表及び</u> 関益計算書(正味財産増減計算書)の承認	(6) 事業報告及び貸借対照表並び< (五味財産増減計	事業報告は理事会事項と
	算書)の承認	し、総会へは報告事項と
(知) (9)	(2) (略)	する
(五) (四) (五)	(8) (略)	
(婦) (8)	(6) (略)	
(知) (6)	(10) (明分)	
第15条~第23条 (略)	第15条~第23条 (略)	

改正後	改正前	変更理由
第4章 役員	第4章 役員	
第24条~第27条 (略)	第24条~第27条 (略)	
(役員の任期)	(役員の任期)	
第28条 1~3 (略)	第28条 1~3 (略)	
4 理事又は監事は、第24条第1項で定める員数が欠けた場合に	4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新	新たに選任された者が就
は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任され	たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての	任するまで役員の権利義
た者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を 右ナス	権利義務を有する。	務を有するとするのは、 独目の島作目粉をかけた
, H. J. V. O.		スランルの月数で入りに 場合とする
第29条~第48条 (略)	第29条~第48条 (略)	
第8章 会計	第8章 会 計	
第49条~第51条 (略)	第49条~第51条 (略)	
(事業計画及び収支予算)	(事業計画及び収支予算)	
第52条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度	第52条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の	
の開始の日の前日までに、会長が関係書類を作成し、理事会の	開始の日の前日までに、会長が関係書類を作成し、理事会の承認	
承認を受けるとともに、総会に報告しなければならない。これ	を経て総会に提出し承認を受けなければならない。	事業計画及び収支予算の
を変更する場合も、同様とする。		設定・変更は理事会事項
2 前項の書類については、総会に報告後、速やかに行政庁に提	2 前項の書類については、総会の承認後、速やかに行政庁に提出	とし、総会へは報告とす
出するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するま	するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの	る (第14条関連)
での間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。	間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。	前項変更に伴う表現の改
(事業報告及び <u>快算</u>)	(事業報告及び <u>収支決算</u>)	B
第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了	第53条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終	
後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事	了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事	
会の承認を経て総会に提出し、第1号の書類についてはその内	会の承認を経て総会に提出し、第1号の書類についてはその内容	一般社団法人の決算は、
容を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受	を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受けな	収支のみではないため表
けなければならない。ただし、第2号及び第5号の書類につい	ければならない。ただし、第2号及び第5号の書類については、	現を改める
ては、理事会の承認とする。	理事会の承認とする。	

改正後	改正前	変更理由
(1) (時)		
(4) (時)		
	(5) (略)	
2~3 (略)	2~3 (两)	
第54条~第60条 (格)	第54条~第60条 (唇)	
第11章 附 則	第11章 附 則	
第61条~第65条 (略)	第61条~第65条 (略)	
(変更する定款の施行日)		
第66条 この定款は、平成30年4月1日から施行する。	(新設)	
		変更する定款の施行日を
		定める

定 款(案)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県農業会議という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、農業委員会相互の連絡調整、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援、農地に関する情報の収集、整理及び提供、農業の担い手・就農支援、農業一般に関する調査及び情報の提供、農地法その他の法令により行うものとされている業務等を行うことによって、農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施及び農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(業務)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の業務を行う。
 - (1) 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している 農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、農地利用最適化推進委 員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援
 - (2) 農地に関する情報の収集、整理及び提供
 - (3) 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の 支援
 - (4) 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援
 - (5) 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援
 - (6) 農業一般に関する調査及び情報の提供
 - (7) 農地法その他の法令の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県機構」という。)が行うとされた業務
 - (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項に定めるほか、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は 関係地方公共団体(以下「関係行政機関等」という。)に対し、農地等利用最適化推 進施策の改善について具体的な意見を提出する業務を行う。

(公告の方法)

- 第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 この法人の主たる事務所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(この法人の構成員)

- 第6条 この法人は、この法人の目的及び業務に賛同又は賛助する個人又は団体であって、 次項の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。
 - 2 この法人に次の会員を置く。
 - (1) 普通会員
 - (2) 賛助会員
 - 3 前項の会員のうち、普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下、「一般社団法人法」という。)上の社員とする。
 - 4 普通会員たる資格を有する者は、この法人の目的及び業務に賛同する個人であって 次に掲げる者とする。
 - (1) 岩手県内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した 委員
 - (2) 農業に関し学識経験を有する者で理事会が指名した者
 - 5 前項に掲げる個人のほか、この法人の目的及び業務に賛同する次に掲げる法人及び 団体は普通会員たる資格を有する。
 - (1) 岩手県内の市町村
 - (2) 岩手県農業協同組合中央会
 - (3) 岩手県農業共済組合
 - (4) 岩手県の区域の全部又は一部をその区域とする農業協同組合及び農業協同組合 連合会、岩手県の区域内に住所を有する全国段階の農業協同組合連合会の岩手県本 部
 - (5) 岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県森林組合連合会、一般社団法人岩手県畜産協会、岩手県農業信用基金協会、公益社団法人岩手県農業公社、一般社団法人岩手県開拓振興協会、岩手県たばこ耕作組合、公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター、株式会社岩手畜産流通センター
 - (6) その他岩手県の区域内に住所を有し、かつ農業の改良発達を図ることを目的とする団体
 - 6 賛助会員は、この法人の目的及び業務に賛助し、その業務を推進する個人及び団体 とする。

(会員の資格)

第7条 次に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、会員となれない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者

(入会等)

- 第8条 この法人の普通会員及び賛助会員となろうとする者が入会する場合、理事会において、その承認を受けなければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、第6条第4項第1号の普通会員たる資格を有する者については、その申し込みをもって、この法人の普通会員として入会するものとし、第6 条第4項第2号の会員に掲げる者については、入会する旨の承諾をもって入会するものとする。
 - 3 第6条第5項の資格に基づき入会した普通会員にあっては、その法人又は団体を代表して権利を行使する1名の者(以下、「会員代表者」という。)を定め、会長に提出するものとする。会員代表者を変更した場合、速やかにその旨会長に届け出なければならない。

(経費等の負担)

- 第9条 普通会員は、この法人の目的を達成するため、この法人の事業推進に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、第6条第4項の資格に基づき入会した普通会員については、これを免除する。
 - 2 賛助会員は、この法人の目的及び業務を賛助するため、総会において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、6 0 日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて退会することができる。

(法定退会)

- 第11条 会員が、次いずれかに該当するに至ったときは退会する。
 - (1) 会費の支払い義務を一年間以上履行しなかったとき
 - (2) 総普通会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき
 - (4) 第6条第4項第1号の資格に基づき入会した会員にあっては、その者が農業委員会の会長であるときは会長の身分を失ったとき又はその者が農業委員会が指名した委員であるときは農業委員会の委員たる身分を失ったとき

ただし、任期満了後、再任されたときはそのかぎりではない。

(5) 除名されたとき

(除名)

第 12 条 この法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により その会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、総会の1週間前ま でに、その旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他会員としての義務に違反するなど正当な事由があるとき
- 2 会長は、前項により除名が決議されたときは、その旨を当該会員に通知するものと する。

第3章 総 会

(構成)

第13条 総会は、普通会員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 農業委員会法第44条に規定する業務規程の変更
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 借入金の最高限度額
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 15 条 総会は、定期総会として毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内及び 3 月に開催するほか、必要がある場合に、臨時総会を開催する。
 - 2 前項の定期総会のうち毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する総会を、一般社団 法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集 する。
 - 2 総普通会員の議決権の10分の1以上を有する普通会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 - 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会 の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 4 総会を招集するときは、総会の日の2週間前までに、普通会員に対してその会議の 日時、場所、目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければな らない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、普通会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、総普通会員の議決権の過半数を有する普通会員が出席し、出席した当該普通会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会員の議決権の3分の2以上を有する普通会員が出席し、総普通会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面又は代理人、電磁的方法による決議)

- 第20条 総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人、電磁的方法をもって議決権を行使することができる。
 - 2 前項の書面の送付又は電磁的方法での送付による議決権の行使は、総会の日時の前 日の業務時間の終了時までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
 - 3 代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
 - 4 前各号の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 21 条 理事又は普通会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、 その提案につき普通会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が普通会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき普通会員の全員が書面又は 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び総会に出席した普通会員の中から、その総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 普通会員の現在数、出席普通会員数及び出席普通会員の氏名(書面表決者及び表決委任者、電磁的方法による表決者の場合であっては、その旨を付記すること。)

- (3) 議案
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 出席した役員及び議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第4章 役員

(役員の設置)

- 第24条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上16名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
 - 2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とするほか、必要があるときは1名を 専務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって業務執 行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人の理事又は職員(一般社団法人法に規定する使用人をいう。以下 同じ。)を兼ねることができない。
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、法令及びこの定款の定めるところにより、その業務を分 担執行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、法令及びこの定款の定めるところにより、 その業務を分担執行する。
 - 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の 執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。

(役員の任期)

- 第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期 は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 24 条第 1 項で定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事 としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等を支給することができる。
 - 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。 この場合の支給基準については、理事会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第31条 この法人は、一般社団法人法第114条の規定により一般社団法人法第111条第 1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法 令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除 することができる。

(参与)

- 第32条 この法人に、参与を置くことができる。
 - 2 参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 参与は、この法人の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じる。
 - 4 参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 総会の招集及び総会に附議すべき事項の決定
 - (2) 諸規程の制定又は改廃
 - (3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の業務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
 - (6) その他理事会において必要と認めた事項又はこの定款で定められた事項

(招集等)

- 第35条 理事会は、会長が招集する。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が当たる。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書 面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その 提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を書面又は電磁的方法により通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事について、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、会長及び出席した監事が記名押印する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事及び議長の氏名
 - (4) 議案
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果

第6章 常設審議委員会

(設置)

第41条 この法人に、常設審議委員会を置く。

(任務)

- 第42条 常設審議委員会は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 農業委員会法第43条第1項第7号に規定する農地法その他の法令の規定により 都道府県機構が行うとされた事項
 - (2) 農業委員会法第53条第1項の規定に基づく関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出に関する事項
 - (3) 総会又は理事会が必要と認めた事項
 - 2 常設審議委員会が行った前項の事項の処理については、理事会に報告するものとする。

(常設審議委員)

- 第43条 常設審議委員会は、常設審議委員をもって構成する。
 - 2 常設審議委員は、会長、副会長及び専務理事のほか、普通会員の役職員の中から会 長が理事会の了承を得て選任した者とする。
 - 3 常設審議委員は、次に掲げる場合には、その地位を失う。
 - (1) 理事会が別に定める運営規程に基づく委員の資格を失ったとき
 - (2) 常設審議委員を辞することについて理事会の同意を得たとき
 - (3) 会長及び副会長、専務理事である常設審議委員にあっては、会長及び副会長、専務理事でなくなったとき

(招集等)

- 第44条 常設審議委員会は、会長が招集する。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が当たる。

(議長)

第45条 常設審議委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(議事録)

- 第46条 常設審議委員会の議事について、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、少なくとも次の事項を記載し、議長及び常設審議委員会に出席した常 設審議委員の中から、その常設審議委員会において選任された議事録署名人2名以上 が記名押印する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 常設審議委員の現在数
 - (3) 出席した常設審議委員及び議長の氏名
 - (4) 議案
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果

(運営)

第47条 このほか、常設審議委員会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める運営規程 による。

第7章 事務局

(設置等)

- 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第8章 会 計

(事業年度)

- 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (会計原則等)
- 第50条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の 慣行に従うものとする。
 - 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。(会計帳簿の作成及び保存)
- 第51条 この法人は、法令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

- 第 52 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が関係書類を作成し、<u>理事会の承認を受けるとともに、総会に報告しなけ</u>ればならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、<u>総会に報告</u>後、速やかに行政庁に提出するとともに、主たる 事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとす る。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告及び<u>決算</u>については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。ただし、第2号及び第5号の書類については、理事会の承認とする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類については、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により報告又は承認を受けた書類のほか、監査報告並びに理事及び監事の名簿を5年間、定款、会員名簿においては常時主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第54条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国又 は地方公共団体若しくはこの法人と類似の事業を目的とする他の公益的な法人に贈与 するものとする。

(清算)

第 58 条 この法人が清算をする場合は、一般社団法人法に規定する清算の手続きをもって行う。

第10章 雜 則

(細則)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の事務運営上必要な細則は、理事会の議 決を経て、会長が定める。

(法令の準拠)

第60条 この定款にない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

第11章 附 則

(組織変更後の定款の施行日)

第61条 (略)

(組織変更後の一般社団法人の理事の氏名)

第62条 (略)

(組織変更後の一般社団法人の代表理事等の氏名)

第63条 (略)

(組織変更後の一般社団法人の監事の氏名)

第64条 (略)

(組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所)

第65条 (略)

(変更する定款の施行日)

第66条 この定款は、平成30年4月1日から施行する。